

税の減免とは、税の一部または全額が免除されることです。税金の種類や申請にかかる要件によって、減額対象となる方が異なりますのでご確認ください。

◎軽自動車税の減免

障害者手帳などをお持ちの方、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う法人、身体障がい者専用車両をお持ちで一定の要件を満たす方など

※障がいの等級によっては、減免を受けられないことがあります

◎固定資産税の減免

生活保護を受けている方、所有する不動産などにかかる固定資産税、公益のため使用されている不動産などにかかる固定資産税。

◎減免の申請は納期限までに

軽自動車税・固定資産税の減免申請をされる場合は、納期限までに税務課へ申請をしてください。

さい。納期限を過ぎると減免できなくなりますので、ご注意ください。

◎軽自動車税(種別割)の納税証明書について

車検のある軽自動車で、軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)の有効期限欄に「*」印が印字されている場合は、前年度以前に未納分があるため、そのままでは車検が受けられません。未納分を納めていただくようお願いいたします。



【5月の納期について】

固定資産税 1期
軽自動車税 1期

※口座振替を利用されている方は6月2日に振り替えされますので、残高の確認をお願いします。

国民年金 のはなし

国民年金保険料について

【本 庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

令和7年度の保険料は「月額 17,510 円」です。

国民年金保険料は物価と賃金の変動に基づき決定されます。令和7年4月からの保険料について、日本年金機構から4月に1年分の納付書が送付されます。全国の金融機関、ゆうちょ銀行、指定のコンビニエンスストア、スマートフォンアプリにより翌月の末日までに納めましょう。保険料は2年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

所得が少ない、失業したなどの理由で保険料を納付

することが難しい場合は保険料が免除・猶予となる「国民年金免除・猶予制度」がありますので市役所窓口や年金事務所窓口でお手続きをお願いします。

日中窓口に行くことが難しい場合はマイナポータルを利用して電子申請することもできます。

※詳しくは右記のコードから、日本年金機構ホームページをご覧ください



鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
5月14日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅支所 会議室 B	大隅支所 市民環境係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。